

岡山県備北保健所運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県備北保健所運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を岡山県備北保健所（以下「保健所」という。）に置く。

(目的)

第2条 協議会は地域保健法第11条により設置し、保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について協議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、市、関係行政機関、医療関係団体等の代表者又は職員、学識経験者等の中から岡山県知事が委嘱した者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は2年以内とし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 会議の必要のあるとき会長がこれを召集する。

2 委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は保健所において処理する。

(その他)

第8条 この会則で定めるもののほか必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成21年4月1日から施行する。